

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10400/bangouhou/201703300001.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)による高等学校及び中等教育学校の授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表教育委員会の項第一号 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)による高等学校及び中等教育学校の授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	県立高等学校授業料の減免に関する取扱要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 県立高等学校(県立中等教育学校後期課程を含む。)の授業料(以下「授業料」という。)の減免に関する取扱いについては、山口県使用料手数料条例(昭和31年山口県条例第1号。以下「条例」という。)及び山口県使用料手数料条例施行規則(昭和60年山口県規則第16号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		県立高等学校授業料の減免に関する取扱要綱